平成 18 年 5 月 19 日

各位

株式会社 ヨロズ
横浜市港北区樽町三丁目 7番60号
代表取締役社長 志 藤 昭 彦
（コード番号 ７２９４ 東証第一部）
問合せ先 取締役管理部長 河原 清
（TEL ０４５−５４３−６８０２）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 20 日開催予定の第 61 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

１．変更の理由

「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更をするものであります。

（1）単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、（単元未満株主の権利制限）の規定を新設するものであります。

（2）インターネットの普及を考慮して、法務省令の定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を新設するものであります。

（3）取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするため（取締役会の決議の省略）の規定を新設するものであります。

（4）役員等が期待される役割を十分発揮することができるよう、（取締役の責任免除）、（監査役の責任免除）及び（会計監査人の責任免除）の規定を新設するものであります。
なお、変更案第 34 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

（5）剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、（剰余金の配当等の決定機関）の規定を新設するものであります。

（6）その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。
なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

① 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く。
② 当会社は株券を発行する。
③ 当会社は株主名簿管理人を置く。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 20 日（火曜日）【予定】
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 20 日（火曜日）【予定】

別　紙

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第1条～第4条　（条文省略）	第１条～第4条　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行する株式の総数）	（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行する株式の総数は、6,400万株とする。ただし、株式消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減じる。	第５条　当会社の発行可能株式総数は、6,400万株とする。
（取締役会決議による自己株式の取得） 2．当会社は、取締役会決議をもって、当会社の株式を買い受けることができる。	（第6条に移項）
（新設）	（自己の株式の取得） 第６条　当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（１単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 第６条　当会社の１単元の株式の数は、100株とする。	（単元株式数） 第７条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。
2．当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。	（第８条第２項に移項）
（新設）	（株券の発行） 第８条　当会社は株式に係る株券を発行する。 2．前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
（新設）	（単元未満株主の権利制限） 第９条　当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)　会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)　取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)　募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
（名義書換代理人） 第７条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2．名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。	（株主名簿管理人） 第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 2．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
3．当会社の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	3．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（基準日） 第８条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。また、毎年９月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、中間配当金を受ける者とする。 2．そのほか必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を設けることができる。	（基準日） 第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。
（株式取扱規程） 第９条　当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録その他株式に関する事務取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第12条　当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集時期） 第10条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 2．前項の定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎年３月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主とする。	（招集時期） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
第11条　　（条文省略）	（削除） 第14条　（条数繰下げ、条文は現行どおり）
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（決議の方法）	（決議の方法）
第12条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。	第16条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2．商法第343条の規程によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。	２．会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使）	（議決権の代理行使）
第13条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。	第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。
２．前項の場合、代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。	２．前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
（株主総会の議事録）	（株主総会の議事録）
第14条　株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。	第18条　株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
２．株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。	（削除）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（新設）	（取締役会の設置） 第19条　当会社は取締役会を置く。
第15条　（条文省略）	第20条　（条数繰下げ、条文は現行どおり）
（取締役の選任）	（取締役の選任）
第16条　取締役は、株主総会において選任する。	第21条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２．取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	３．（現行どおり）
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第17条　取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。	第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。	（削除）
第18条～第21条　（条文省略）	第23条～第26条 （条数繰下げ、条文は現行どおり）
（報酬及び退職慰労金）	（取締役の報酬等）
第22条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。	第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第23条　（条文省略）	第28条　（条数繰下げ、条文は現行どおり）
（取締役会の招集手続き） 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。	（取締役会の招集手続き） 第29条　（条数繰下げ、条文は現行どおり）
（新設）	２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議） 第25条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（取締役会の決議） 第30条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	（取締役会の決議の省略） 第31条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
（取締役会の議事録） 第26条　取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。	（取締役会の議事録） 第32条　取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。
２．取締役会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。	（削除）
第27条　（条文省略）	第33条　（条数繰下げ、条文は現行どおり）
（新設）	（取締役の責任免除） 第34条　当会社は、会社法第426条第1項の規定より、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（新設）	（監査役及び監査役会の設置） 第35条　当会社は監査役及び監査役会を置く。
第27条　（条文省略）	第36条　（条数繰下げ、条文は現行どおり）
（監査役の選任） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。	（監査役の選任） 第37条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２．監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の任期） 第30条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。	（監査役の任期） 第38条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．退任した監査役に代わって就任した補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤監査役） 第31条　監査役は、その互選により常勤の監査役を置くものとする。	（常勤監査役） 第39条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。
（報酬及び退職慰労金） 第32条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。	（監査役の報酬等） 第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（監査役会の招集手続） 第33条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ２．（新設）	（監査役会の招集手続） 第41条　（条数繰下げ、条文は現行どおり） ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
第34条　（条文省略）	第42条　（条数繰下げ、条文は現行どおり）
（監査役会の議事録） 第35条　監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。 ２．監査役会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。	（監査役会の議事録） 第43条　監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
第35条　（条文省略）	（削除） 第44条　（条数繰下げ、条文は現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除） 第45条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	２．当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新設）	第６章　会計監査人
（新設）	（会計監査人の設置） 第46条　当会社は会計監査人を置く。
（新設）	（会計監査人の選任） 第47条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新設）	（会計監査人の任期） 第48条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	２．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新設）	（会計監査人の報酬等） 第49条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
（新設）	（会計監査人の責任免除） 第50条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計　　算	第７章　計　　算
（営業年度及び決算期） 第37条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとし、毎営業年度の末日をもって決算期とする。	（事業年度） 第51条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
（利益配当） 第38条　当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。	（剰余金の配当等の決定機関） 第52条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第53条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。 ２．当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ３．前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当金） 第39条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。	（削除）
（配当金等の除斥期間） 第40条　利益配当金または中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。 ２．利益配当金及び中間配当金には、利息をつけないものとする。	（配当金の除斥期間等） 第54条　配当財産が、金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ２．未払の配当金には、利息をつけない。